



休日の庁舎・
催事広場の開放を
市政改革の会 飯田 英榮

問 市民による市民の催しを市庁舎や催事広場で開催したいと望む声が多くあります。各種市民団体に活用してもらうことによつて、市民と市役所との関わりがより強くなつていくと考えます。市長は大震災がつ起るかわからないため、市民団体の催しには貸さないと聞いています。震災がくるので使用させないという理由ならば、市主催による市庁舎や催事広場でのイベントや催しができないことになります。市庁舎および催事広場の市民の利用についての考え方を伺います。

答（市長）：一般市民の市庁舎利用は、市の事務事業に使用することが本来の目的であるため、認めることは難しいものと考えます。また、催事広場は市庁舎が移転した平成元年当時、市の催し物の開催場所がなかったため、庁舎西側を催事広場として利用し始めました。最近では、市で行う催しは、運動公園、中央公園、催事広場など、規模や性格に応じた場所で開催しています。平成28年度夏には市庁舎周辺の市街化区域と市街化調整区域の線引き見直しが行われる予定であり、それまでに催事広場のあり方を検討してまいります。

その他の質問

・在宅介護者リフレッシュ事業とは？・灸・マッサ―ジ券助成事業について



出初式が開催される
催事広場



災害時要援護者の
避難支援について
公明党 戸澤 幸雄

問 平成25年6月の改正災害対策基本法の公布に伴い、災害時要援護者に対する避難支援への取り組みが明文化され、さらに8月には「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」が示され、避難行動要支援者名簿の作成が各自自治体に義務づけられる事となりました。これに対して本市では、作成された名簿内容の更新に関してどのように進めていくのか、さらに避難支援ガイドラインでは、要支援者個別の避難計画の策定を推奨していますが、自治会などとの連携を含め、どのように考えているか、市の見解を伺います。

答（危機管理担当専任参事）：避難行動要支援者名簿の作成時期については、改正災害対策基本法の施行が平成26年4月に予想されることから、それまでには掲載内容を決定していきます。避難行動要支援者名簿の見直しについては、現在、既に作成されている要援護者名簿に準じて、一年毎に更新していくことを前提に検討していきます。避難支援には個別の避難計画策定が必要であり、自治会などとも、避難時に必要な資機材を含め、具体的に連携を深めながら、推進してまいります。

その他の質問

・公共施設のありかたについて
・障がい者支援について



新たな
教育ビジョンとは
創新海クラブ 久保田 英賢

問 義務教育期間の9年間で過ごす子どもたちを、市としてどんな子どもに育てていきたいか、何を一番大事に習得してもらいたいかという理念、ビジョンが必要と感じています。今後の取り組みについての考えを伺います。

答（教育長）：平成12年度に市の教育理念を「ひびきあう教育」と定め、この理念を具現化するため、新たに「えびなっ子しあわせプラン」を策定しました。

本プランは、①自分の夢を実現するために、生涯にわたっての学習を継続する意欲と基礎的な学力、②よりよい人間関係を構築し、集団のために自分を役立て、集団をよりよくする力、③自分の健康や安全を自分で守り、命を大切に生活する力、以上3つの力を一人ひとりの子どもが将来、実現を果たし、社会の一員として、しあわせに生きるために必要な力として義務教育期間に学校教育や社会教育を通して身につけるための、海老名市独自の教育計画です。

この力を小学校1年生から中学校3年生までの9年間で、計画的に確実に身に付けさせてまいります。

その他の質問

・海老名駅西口地区のまちづくりについて
・市民に対する健康づくりの啓発について



二元代表制での
市長と議会のあり方は
市政改革の会 山口 良樹

問 市長は、残りの任期においてどのように考えられているのか、一議員として市民とともに検証するため質問させていただきます。二元代表制における市長の政治姿勢について伺います。

答（市長）：二元代表制の中で議会と首長は市民による直接選挙で選ばれ、その首長が行政権を執行した上で、各種施策・事業を立案・展開し、議会の議決を経て、市政運営を行っています。首長、議会が双方を尊重し、敬意を払いながら、耳を傾け、よりよい市政を運営することが目標です。首長と議会の関係は車の両輪に例えられます。海老名市民、海老名市のために同じ方向へ進んでいくことです。しかし、一定の距離は必要だと考えます。車輪の距離が近いと都合よく自由が利きますが、方向は安定しません。逆に離れ過ぎれば、小回りは利かなくなり、逆にならざるを得ない距離を保つということが必要なのです。いろいろ議論があったとしても、今の行政と議会は良好な関係を保ちながら、市民のために進めているのではないかと思います。今後も議会とはしっかりとした議論をしてまいります。

請願・陳情の提出について

請願と陳情は、いつでも受け付けていますが、2月19日（水）の午後5時15分までに提出され、3月定例会で審査または議員配布されます。（それ以降の提出は、原則として次回定例会の取り扱いとなります）詳しくは議会事務局まで、お問い合わせください。